

〈保護者記入用〉

登園届

いなばこども園園長様

園児氏名

病名「」と診断され

令和 年 月 日医療機関「」において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します

保護者氏名

印

※停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

こども園は、園児が集団で生活を共にする場所です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、全てのこどもが快適に生活出来る様に、下記感染症の感染時においては本登園届の提出をお願いします。

本登園届につきましては、登園の目安を参考に掛かり付けの医師の診断に従い、こどもの健康状態が回復し集団生活が可能になってからの登園である様、ご配慮ください。なお、医師による登園許可が必要な感染症の場合は本登園届ではなく、別紙の登園許可書をお使いください。

〈医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症〉

感染症名	感染しやすい期間	登園の基準(目安)
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後の1日間	抗菌剤内服後、24~48時間経過している事
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後の数日間	発熱や激しい咳が治まっている事
手足口病	手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響が無く 普段の食事が摂れる事
伝染性紅斑病 (リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身の状態が良い事
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため、注意が必要)	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響が無く 普段の食事が摂れる事
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事
突発性発疹症		解熱し機嫌が良く、全身状態が良い事
アタマジラミ	成虫がいる時	登園可(タオル、櫛、ブラシの共有は避ける)
伝染性軟属腫(水いぼ)		登園可(プールでの用具共有は避ける)
伝染性膿痂疹(とびひ)	水疱、びらん面がある間	登園可(プール、入浴は避ける)

※登園許可書、登園届ともに「いなばこども園ホームページ」上からダウンロードいただけます。

いなばこども園ホームページ URL <http://inabakodomo.ednet.jp>